

選挙運動用自動車燃料代確認申請書
(令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙)

令和8年 月 日

茅ヶ崎市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名

次の選挙運動用自動車燃料代について、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契 約 年 月 日	
2 契約の相手方の氏名、住所 及び電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)	
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車 の車種及び自動車登録番号又は 車両番号	
4 確 認 申 請 金 額	円

区 分	購 入 金 額 (円)	左のうち公費負担範囲額 (円)
前回までの累積金額 (a)		確認済額
今回の購入金額 (b)		確認申請金額
燃料代計 (a) + (b)		公費負担対象金額
備 考		

- (注) 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から茅ヶ崎市選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号」には、選挙運動用自動車使用契約届出書又は選挙運動用自動車使用契約変更届出書に記載された選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています。
- 6 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、選挙運動用自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合には、その日数を除いた日数となります。

(候補者→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車燃料使用証明書
(令和 8 年 1 1 月 1 日執行茅ヶ崎市長選挙)

令和 8 年 月 日

候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車の燃料として使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名、住所及び電話番号 (法人にあつては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の車種及び自動車登録番 号又は車両番号	燃 料 供 給 量 (ℓ)	燃料供給金額 (円)	備 考

- (注) 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、**給油伝票の写し**を添付して、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書又は選挙運動用自動車使用契約変更届出書に記載された選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が茅ヶ崎市に支払を請求するときは、この証明書、選挙運動用自動車燃料代確認書及び**給油伝票の写し**を請求書に添付してください。
- 5 燃料代について公費の支払を請求することができるのは、公職選挙法第 1 4 1 条第 1 項の規定により候補者が選挙運動のために使用する 1 台の自動車に供給した燃料に係るものに限られており、その自動車には、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された自動車が該当します。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 7 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された金額までです。
- 8 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、選挙運動用自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合には、その日数を除いた日数となります。

(候補者→業者→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車燃料代請求書

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額			円				
内 訳	販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 車種 及び自動車登録 番号又は車両番号	販 売 金 額(ア)		基準限度額(イ)	請 求 金 額(ウ)	備 考
			円	0			
			×	=			
			×	=			
			×	=			
			×	=			
			×	=			
			×	=			
	計		円		5 3 , 9 0 0 円	円	

令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙

候補者の氏名

振込先	銀行			本店支	口座名義	(カタカナで記載してください。)
	種目	1 普通 2 当座	口座番号			
連絡先 (この請求書についての連絡先)						
電話 () 担当者名						

- (注) 1 燃料代について公費の支払を請求することができるのは、選挙運動用自動車使用契約届出書又は選挙運動用自動車使用契約変更届出書に記載された選挙運動用自動車に供給した燃料に係るもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された確認金額の範囲内であるものに限られています。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書又は選挙運動用自動車使用契約変更届出書に記載された選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号」欄及び「販売金額(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 「請求金額(ウ)」欄には、(ア)の「計」欄と(イ)の基準限度額53,900円のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。
- 5 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車燃料代確認書、選挙運動用自動車燃料使用証明書及び給油伝票の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 6 候補者が供託物を没収された場合には、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。

(業者→選挙管理委員会)